

## 参考資料 I

### ○大阪府附属機関条例（抄）

昭和二十七年十二月二十二日  
大阪府条例第三十九号

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 (略)

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
(略)	(略)
大阪府感染症対策審議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第一項に規定する感染症の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
(略)	(略)